

【交付書面】

第 2 0 期 報 告 書

2024年10月1日から

2025年9月30日まで

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監 査 役 会 の 監 査 報 告

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス

事業報告

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大等により、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇、不安定な国際情勢、為替相場の変動、米国の関税政策の影響等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループでは、重点的に取り組む事業を、国内市場5つ(インフラ整備・保全、水管理・保全、防災、交通、地方創生)、海外市場5つ(民間事業、スマートシティ開発事業、O&M事業、DX事業、事業投資)に定め、各市場で推進しております。

市場別の受注状況は、国内市場におきましては、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」による公共工事の執行により、引き続き、防災・減災関連のハード・ソフト対策業務、道路・河川・港湾等の維持管理業務等の受注環境は堅調であり、当連結会計年度における受注高は655億17百万円(前連結会計年度比12.3%増)となりました。

海外市場におきましては、開発途上国でのインフラ整備の需要は依然旺盛で良好な受注環境にあり、大型橋梁案件を受注するなど、当連結会計年度における受注高は321億37百万円(前連結会計年度比4.8%増)となりました。

これらの結果、当連結会計年度の受注高は976億54百万円(前連結会計年度比9.7%増)となりました。

売上高及び損益につきましては、国内市場、海外市場とも堅調に推移しており、売上高は953億65百万円(前連結会計年度比10.5%増)、営業利益は56億22百万円(同20.5%増)、経常利益は57億77百万円(同43.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は38億19百万円(同47.0%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の金額は13億3百万円で、主な内訳は次のとおりであります。

社内管理システムの構築	6億30百万円
情報通信機器及び周辺機器	2億37百万円
業務用ソフトウェア	2億6百万円

(3) 資金調達の状況

当社グループの業務の工期は3月に集中しており、例年、4月、5月に売上代金の回収が集中するため、3月まで運転資金の需要が大きく、借入残高も3月まで段階的に増加する傾向にあります。この資金需要に備えるため、コミットメントライン契約、当座借越契約を締結しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバルがSMEC Consultoría Chile SpAの株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

2. 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社グループは国内外において、社会基盤の整備から維持管理に至るコンサルティング事業、人材、業務プロセスに係るマネジメントなど幅広い知的サービスの提供並びに建設・建築に係る工事、リサイクル、環境事業を行っております。また、これらに関連する情報システム、ソフトウェアの研究開発、販売も行っております。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	第17期	第18期	第19期	第20期 (当連結会計年度)
受注高	千円	76,299,912	82,426,523	89,031,822	97,654,455
売上高	千円	77,338,963	78,154,245	86,282,137	95,365,512
経常利益	千円	4,336,461	4,258,009	4,022,597	5,777,545
親会社株主に帰属する当期純利益	千円	2,719,026	2,831,474	2,597,663	3,819,096
1株当たり当期純利益	円	235.02	237.12	214.12	318.41
総資産	千円	55,191,573	62,684,976	65,195,946	78,184,703
純資産	千円	18,758,829	22,189,797	24,486,521	28,691,743
1株当たり純資産額	円	1,597.29	1,826.31	2,027.35	2,364.88

(注) 2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	単位	第17期	第18期	第19期	第20期 (当事業年度)
営業収益	千円	759,388	925,949	1,124,449	1,587,227
経常利益	千円	372,534	498,855	638,843	1,085,690
当期純利益	千円	307,158	454,295	614,230	1,066,728
1株当たり 当期純利益	円	26.55	38.04	50.63	88.94
総資産	千円	18,327,646	20,707,015	21,373,248	26,406,596
純資産	千円	6,748,618	7,359,645	7,303,006	7,589,955
1株当たり 純資産額	円	575.86	607.02	607.32	630.78

(注) 2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

4. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
㈱オリエンタルコンサルタンツ	500百万円	100.0%	社会環境整備に係る事業の知的サービスを提供するグローバルな総合コンサルタント等
㈱オリエンタルコンサルタンツ グローバル	490百万円	100.0%	社会環境整備に係る事業の知的サービスを提供するグローバルな総合コンサルタント等
㈱アサノ大成基礎エンジニアリング	450百万円	100.0%	地質・土質調査、環境・環境浄化、構造物調査・リニューアル、水理解析、さく井工事、解体工事、温泉工事等
㈱中央設計技術研究所	30百万円	100.0% (100.0%)	上下水道、廃棄物、環境、情報に関する調査・計画・設計、維持・運営マネジメント等
㈱エイテック	95百万円	100.0%	建設調査・設計・監理、GIS、空間情報、測量・計測、交通観測・解析、情報処理、機器販売・レンタル等
㈱リサーチアンドソリューション	10百万円	100.0%	建設マネジメント、計測制御、資産管理等に関する多様なITソリューションの提供、「人材」及び「業務プロセス」に係るアウトソーシング、リソースマネジメント等

(注) 1. 議決権比率の欄の()内は間接保有比率であり内数であります。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社は該当がありません。

5. 対処すべき課題

当社グループは、2018年9月に2025年ビジョン及び中期経営計画を策定し、同計画における2025年の営業利益目標を4年前倒しで達成したこと、また、今後の社会のあり方が大きく変化することを踏まえまして、2022年11月に、2030年に向けたビジョン及び中期経営計画を策定し、2024年11月に一部更新いたしました。

当社グループでは、更なる成長に向け、2030年のビジョンとして、「社会価値創造企業～自らが社会を創造する担い手になる～」を定め、「革新」「変革」「挑戦」をキーワードにした基本戦略に基づき、国内・海外において事業を展開し、“社会価値創造企業”の実現に向け、国・地域とのより高い信頼関係を築き、国・地域の活力や魅力を高める事業を推進して参ります。

また、当社グループは、中期経営計画の基本方針に基づき、下記の施策を実施いたします。

(1) 事業創造・拡大

- ・事業の総合化・事業経営の推進、DXの推進により新たな社会価値を創造し、国内外における市場を拡大して参ります。
- ・重点化事業により、ナンバーワン・オンリーワンの技術やサービスを確立して参ります。
- ・国内と海外で競争力を強化し、各市場で自律的に成長し、各市場間の連携を図りながら、ワンストップで事業を推進して参ります。

(2) 人材確保・育成

- ・企業ブランドの強化による多様な人材の確保と、プロフェッショナル人材の育成を推進して参ります。
- ・グループ内外のリソースの効果的な活用等により、社会価値の更なる創造を推進して参ります。

(3) 基盤整備

- ・DXの推進により、グループ共通基盤を整備推進し、業務プロセスの変革を行い、生産性改革、働き方改革につなげます。また、サイバー攻撃に対して、外部専門家の協力のもと、高度なセキュリティ対策を推進し、盤石のIT基盤を構築して参ります。
- ・国内においては、エリアマネジメントの全国展開にあわせて、マネジメント機能をもたせた拠点整備を推進いたします。また、海外においては、現地法人や、設計業務を行う現地デザインセンターなどの海外拠点の整備を推進して参ります。
- ・ポストコロナ時代のニューノーマル社会を見据え、多様な働き方に対応可能な柔軟な制度と環境の整備を推進して参ります。
- ・適切な会計処理に向けた再発防止の徹底に取り組むとともに、コンプライアンスの強化、徹底に向け、内部統制機能を強化して参ります。
- ・株主の皆様に対して、長期的に安定した利益還元を行っていくことが、経営の重要な課題の一つであると認識しております。そのため、今後、上場企業として、PBR 1倍以上を維持するとともに、資本効率についても高ROEを維持し、両数値の向上に取り組んで参ります。配当については、過去の連結業績の推移や今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。配当性向につきましては、40%程度を目安といたします。

6. 主要な事業所（2025年9月30日現在）

㈱オリエンタルコンサルタンツ ホールディングス（当社）	本社：東京都渋谷区
㈱オリエンタルコンサルタンツ	本社：東京都渋谷区
㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル	本社：東京都新宿区
㈱アサノ大成基礎エンジニアリング	本社：東京都台東区
㈱中央設計技術研究所	本社：石川県金沢市
㈱エイテック	本社：東京都渋谷区
㈱リサーチアンドソリューション	本社：福岡県福岡市博多区
㈱ジェーエスティック	本社：埼玉県さいたま市中央区
㈱アキバ	本社：島根県松江市
㈱鈴木建築設計事務所	本社：千葉県松戸市
三協建設（株）	本社：静岡県浜松市浜名区
Oriental Consultants India Private Limited	本社：India New Delhi
Oriental Consultants Japan Co.,Ltd.	本社：Myanmar Yangon
Oriental Consultants Philippines, Inc.	本社：Philippines Makati City
Oriental Consultants Thailand	本社：Thailand Bangkok
PT.Oriental Consultants Indonesia	本社：Indonesia Jakarta
SMEC Consultoria Chile SpA	本社：Chile Santiago

7. 使用人の状況（2025年9月30日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,635名	267名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は含まれておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
12名	2名減

8. 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

借入先	借入額
㈱三井住友銀行	5,350,000千円
㈱三菱UFJ銀行	5,095,000千円
三井住友信託銀行(㈱)	4,916,595千円
㈱みずほ銀行	2,113,900千円
㈱りそな銀行	400,000千円
㈱静岡銀行	260,000千円
㈱伊予銀行	200,000千円
遠州信用金庫	65,000千円
浜松信用金庫	65,000千円

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入限度額100億円のコミットメントライン契約を、㈱三井住友銀行を主幹事とし、㈱三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行㈱及び㈱みずほ銀行と締結しております、上記借入額には当該借入額が含まれております。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 株式の状況（2025年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(注) 会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年10月1日付で当社定款第6条の発行可能株式総数を変更し、発行可能株式総数は20,000,000株増加し、40,000,000株となりました。

(2) 発行済株式の総数 6,169,420株（自己株式75,500株を含んでおります）

(注) 1.譲渡制限付株式報酬による新株発行により、発行済株式の総数は14,200株増加しております。

2.当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。

これにより、発行済株式総数は6,169,420株増加し、12,338,840株となりました。

(3) 株主数 4,034名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率(%)
オリエンタルコンサルタンツホールディングス 社 員 持 株 会	1,171,610	19.2
パシフィックコンサルタンツ 株 式 会 社	335,100	5.4
住 友 不 動 产 株 式 会 社	292,600	4.8
オリエンタル白石株式会社	250,000	4.1
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	223,600	3.6
平 野 利 一	180,000	2.9
日本生命保険相互会社	152,000	2.4
第一生命保険株式会社	140,000	2.2
大樹生命保険株式会社	140,000	2.2
明治安田生命保険相互会社	140,000	2.2

(注) 1.持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて記載しております。

2.持株比率は自己株式75,500株を控除して算定しております。

3.当社は、従業員持株会信託型ESOPを導入しております。当該信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式77,600株は、上記の自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	3,800株	5名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「III. 会社役員の状況 4. 取締役及び監査役の報酬等 (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

2. 株式数は、当社役員が兼務する関係会社の職務執行の対価として交付した株式を含んでおります。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第45条の定めに基づき、自己株式を以下のとおり取得いたしました。

2024年11月14日開催の取締役会決議

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	47,600株
③ 取得価額	200,634,000円
④ 取得日	2024年11月15日（約定ベース）

2025年2月14日開催の取締役会決議

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	16,000株
③ 取得価額	88,000,000円
④ 取得日	2025年2月17日（約定ベース）

2025年8月22日開催の取締役会決議

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	49,900株
③ 取得価額	296,406,000円
④ 取得日	2025年8月25日（約定ベース）

(注) 当社は、2025年8月22日開催の取締役会の決議に基づき、2025年10月1日付で普通株式1株を2株に分割し、発行済株式総数は12,338,840株となりました。あわせて発行可能株式総数について、40,000,000株に定款を変更いたしました。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

III. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
野 崎 秀 則	代 表 取 締 役	社長 ㈱オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長
青 木 滋	取 締 役	国内事業推進本部長
米 澤 栄 二	取 締 役	海外事業推進本部長 ㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル 代表取締役社長
橘 義 規	取 締 役	統括本部長 ㈱エイティック 取締役会長
龍 野 彰 男	取 締 役	内部監査本部長 ㈱オリエンタルコンサルタンツ 監査役 ㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル 監査役 ㈱中央設計技術研究所 監査役
高 橋 明 人	取 締 役	高橋・片山法律事務所 代表弁護士 オーエスジー(㈱) 社外取締役(監査等委員)
田 代 真 巳	取 締 役	東洋エンジニアリング(㈱) 社外取締役
小 道 正 俊	常 勤 監 査 役	㈱アソノ大成基礎エンジニアリング 監査役
圓 山 卓	監 査 役	IPAX総合法律事務所 代表弁護士 IPAXアドバイザリーサービス(㈱) 代表取締役 ㈱インテグリティ・ヘルスケア 社外監査役
町 田 英 之	監 査 役	RAIパートナーズ(㈱) 代表取締役 Be Doctor Consulting(㈱) 社外監査役

- (注) 1. 取締役 高橋明人氏及び田代真巳氏は、社外取締役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 圓山卓氏及び町田英之氏は、社外監査役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 町田英之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 高橋明人氏及び田代真巳氏、監査役 小道正俊氏、社外監査役 圓山卓氏及び町田英之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりあります。

イ. 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員

ロ. 保険契約の内容の概要

当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関する行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を社外役員とする指名・報酬諮問委員会において、その内容につき審議し、指名・報酬諮問委員会の答申を受けて、取締役会にて決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要等は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は固定報酬（月額報酬）とし、役員基礎額（求められる役割の責任度合いに対する報酬）、取締役加算額（求められる取締役としての責任度合いに対する報酬）、役員職位加算額（求められる業績達成の責任度合いに対する報酬）により決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績への貢献度については、基本報酬（固定報酬）の役員職位加算額において反映し、業績連動報酬はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

社外取締役以外の取締役は、事前交付型の譲渡制限付株式報酬により非金銭報酬等を支給しております。

譲渡制限付株式報酬の付与株式数は、付与時における基本報酬（固定報酬）のうちの役員基礎額及び取締役加算額の合計額に支給率を乗じた額に対して、付与時の株価により算定した株式数相当としております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の各報酬等の割合は、およそ次の割合としております。

基本報酬（固定報酬）：非金銭報酬 = 8 : 2 ~ 9 : 1

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬（固定報酬）は、毎年株主総会後の12月中に決定し、翌年1月～12月に、基本報酬（固定報酬）を12等分した定期同額給与として支給いたします。

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、株主総会において決議された報酬の限度内で取締役会決議に基づき、毎年1月に割り当ていたします。

関係会社の取締役を兼務する取締役で、関係会社より当該取締役の報酬等が全額支給される場合には、関係会社より請求を受けて、当該取締役の兼務分の報酬を負担いたします。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容決定を次の者に委任いたします。

① 委任を受ける者の氏名、地位及び担当	代表取締役社長 野崎秀則
② 委任する権限の内容	個人別の報酬の決定
③ 委任する理由	当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断しているため。
④ 適切な権限行使のための措置	取締役の個人別の報酬は、取締役の個人別の報酬等を決定するために必要な基本方針等に関する原案等を指名・報酬諮問委員会に諮問し、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ取締役の個人別の報酬等算定し、取締役協議により決定する。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	82,719 (6,048)	72,111 (6,048)	—	10,607 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20,424 (5,160)	20,424 (5,160)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	103,143 (11,208)	92,535 (11,208)	—	10,607 (—)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年7月13日開催の株式会社オリエンタルコンサルタントの臨時株主総会において承認された株式移転計画において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と定められております。当該計画に基づいて、2006年8月28日に設立された時点の当社取締役の員数は3名であります。
また、2016年12月22日開催の第11回定期株主総会において、別枠で譲渡制限付株式を付与するための報酬の額として、年額26百万円以内とする報酬限度額のご承認をいたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であります。上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年7月13日開催の株式会社オリエンタルコンサルタントの臨時株主総会において承認された株式移転計画において年額40百万円以内と定められております。当該計画に基づいて、2006年8月28日に設立された時点の当社監査役の員数は3名であります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「II. 株式に関する事項 1. 株式の状況 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- (3) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役 高橋明人氏は、高橋・片山法律事務所の代表弁護士及び、オーエスジー㈱の社外取締役（監査等委員）を兼任しております。
取締役 田代真巳氏は、東洋エンジニアリング㈱の社外取締役を兼任しております。
監査役 圓山卓氏は、IPAX総合法律事務所の代表弁護士、IPAXアドバイザリーサービス㈱の代表取締役及び、㈱インテグリティ・ヘルスケアの社外監査役を兼任しております。
監査役 町田英之氏は、RAIパートナーズ㈱の代表取締役及び、Be Doctor Consulting㈱の社外監査役を兼任しております。
当社と、高橋・片山法律事務所、オーエスジー㈱、東洋エンジニアリング㈱、IPAX総合法律事務所、IPAXアドバイザリーサービス㈱、㈱インテグリティ・ヘルスケア、RAIパートナーズ㈱及び、Be Doctor Consulting㈱との間には特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会(16回開催)			監査役会(13回開催)			発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	任期中の開催数	出席回数	出席率	任期中の開催数	出席回数	出席率	
取締役 高橋明人	16回	15回	94%	—	—	—	弁護士としての専門的見地と実務経験を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場から、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議に参加し、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。
取締役 田代真巳	16回	14回	88%	—	—	—	企業経営の経験者としての業務経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場から、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議に参加し、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。
監査役 圓山卓	16回	16回	100%	13回	13回	100%	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 町田英之	16回	16回	100%	13回	13回	100%	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 70百万円

(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 95百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を含めて記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の報酬について、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、報酬見積もりの算定根拠について確認し、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の会計監査人の報酬の額は適切であると判断し、これに同意いたしました。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けています。
4. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した金額が、3百万円あります。

3. 非監査業務の内容

当社の子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているメンバーファームに対して、人材紹介業務及び税務アドバイザリー業務等に係る委託業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び、当該体制の運用状況の概要

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役・使用人は、内部統制規則及びコンプライアンス経営規則に従い、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ② コンプライアンスの統括部署は、コンプライアンスに関する取り組みについて統括し、また取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。
 - ③ 内部監査部門として内部監査本部は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ④ 取締役・使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに情報管理責任者に報告し、またこれらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくすための仕組み（社内通報規定）により補完する。
 - ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報規定の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規則及び情報セキュリティ規則に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
取締役及び監査役は、當時、これらの文書を閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 業務の執行に付随するリスクについては、リスク管理規則に従い、管理を行う。
 - ② リスク管理方法等については、適宜見直しを行うこととし、特に業務の遂行については、安全性確保・品質向上に向けた対応を強化する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
 - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ③ 取締役会は、経営目標・予算の策定・見直しを行い、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
 - ④ 取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築する。
 - ⑤ 取締役会の業務執行機能を高めるため、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図る。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ共通の経営方針をグループ全体へ周知徹底する。
 - ② 当社の取締役及びグループ会社の代表取締役が参加する定期的な会議を開催することで、当社及びグループ会社間の情報の共有を図る。
 - ③ グループ会社全てに適用する関係会社管理規則に従い、グループ会社各社で管理、報告すべき事項及び体制を定める。
 - ④ 当社及びグループ内における業務の執行において、グループ会社全てに適用するリスク管理規則に従い、グループ各社で管理、報告すべき事項及び体制を整備する。
 - ⑤ 内部統制規則に従い、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑥ 当社及びグループ会社の監査役は、定期的に会合をもち、監査環境の整備状況等について意見交換を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の指揮命令権を監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を聴取し、取締役と意見交換をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するとともに、当該使用人に対する指示の実効性を確保する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、当社及びグループ会社の取締役会ほかの重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に拘らず監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は監査役監査規定に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。
 - ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。
 - ③ 監査役は、当社及びグループ各社の代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - ④ 監査役の半数以上を社外監査役とすることで、経営の透明性を担保する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ会社は、社内通報規定により、監査役に報告した者が報復等により不利益を被ることがないことを保証している。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払を行う。なお、監査役は、当該費用の支出に当たってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

② 内部監査本部は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

経営及び業務執行の健全かつ適正な運営の強化のため、各部署及び各グループ会社においてその適切な運用に努めるとともに、内部監査本部がその運用状況を随時モニタリングしております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの運用に努めております。また、取締役・使用人が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに当社社長及び統括本部長に報告するものとし、これらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくすための仕組みとして社内通報制度を設けております。

当社グループの重要なリスク情報については、内部情報及び内部者取引管理規則に従い、グループ会社の社長から当社社長及び統括本部長に正確かつ迅速に集約され、統括本部長はグループ会社社長、外部機関と相談し、適切に処理するとともに、その対応状況については取締役会及びグループ社長会等でフォローを行っております。

また、業務執行に付随するリスクについては、リスク管理規則に従い、管理を行っております。リスク管理方法については適宜見直しを行うこととし、品質確保、効率性向上に向けた対応を強化しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年11月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件」を決議し、同年12月23日開催の定時株主総会において、買収防衛策の有効期限を2025年12月開催予定の2025年9月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとする旨決議されました。なお買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.oriconhd.jp/>）において、全文を掲載しております。

(1) 基本方針の概要

当社は、建設コンサルタント業務を主軸とした公共・公益事業に関するコンサルタント業務を展開しており、極めて公共性が高い企業であると認識しております。また、その経営にあたっては、かかる業務に関する十分な理解と顧客・従業員及び取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係が不可欠となり、これらなくしては企業価値の向上と株主の皆様の利益に貢献することはできないものと考えております。したがいまして、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記(1)の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

イ. 企業価値の源泉について

当社は純粹持株会社であり、当社グループは建設コンサルタント事業をコアとしております。建設業界におきましては、国土強靭化に関わる防災・減災関連業務や、公共施設の維持管理業務等により需要は拡大しつつあるものの、国・地方自治体の財政は、依然として厳しい状況にあり、建設コンサルタント業界の市場規模は、先行きが不透明なものとなっております。このような中、当社グループは健全な経営を継続し、企業競争力を向上させるために、受注シェアの拡大に向けた営業活動の強化、グループ各社の専門技術の集約による収益性の向上、重点化事業への投資による、新規分野・新市場・新顧客への事業拡大、経営基盤の強化などに取り組んでまいりました。

当社グループの企業価値の源泉は、公共・公益事業を支える建設コンサルタントとして、約半世紀にわたり培ってきた経験と技術力にあります。具体的には、道路・河川・交通及び景観など、国内外の公共・公益事業に関する計画・調査及び設計等のコンサルタント業務、並びに、施工業務のノウハウ、十分な研鑽を積み、それら業務に精通した従業員の存在、また官公庁をメインとした顧客との間に築き上げられた信頼関係であります。これらの構築のためには新技術の研究開発及び人材の確保・育成など、短期的な利益追求ではない、中長期的ビジョンに立った経営を常に行っていく必要がございます。

当社グループは、これらの企業価値の源泉を今後も継続し発展させていくことが、当社グループ全体の、ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

また、当社グループは、株主の皆様をはじめ、顧客、社会、従業員その他のステークホル

ダーとの関係を大切にした社会的存在としての企業を充分に認識し、顧客ニーズへのきめ細かな対応、コンプライアンスを尊重した企業モラルの向上こそが、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

ロ. 企業価値の向上に向けた取組み

当社グループは、2022年11月に策定し、2024年11月に一部更新した、2030年ビジョン及び中期経営計画のもと、当社グループの持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

当社グループでは、更なる成長に向け、2030年のビジョンとして、「社会価値創造企業～自らが社会を創造する担い手になる～」を定め、「革新」「変革」「挑戦」をキーワードにした基本戦略に基づき、国内・海外において事業を展開し、“社会価値創造企業”の実現に向けて、国・地域とのより高い信頼関係を築き、国・地域の活力や魅力を高める事業を推進して参ります。

また、当社グループは、中期経営計画の基本方針に基づき、下記の施策を実施いたします。

①事業創造・拡大

- ・事業の総合化・事業経営の推進、DXの推進により新たな社会価値を創造し、国内外における市場を拡大して参ります。
- ・重点化事業により、ナンバーワン・オンリーワンの技術やサービスを確立して参ります。
- ・国内と海外で競争力を強化し、各市場で自律的に成長し、各市場間の連携を図りながら、ワンストップで事業を推進して参ります。

②人材確保・育成

- ・企業ブランドの強化による多様な人材の確保と、プロフェッショナル人材の育成を推進して参ります。
- ・グループ内外のリソースの効果的な活用により、国内外シームレスな協働体を構築いたします。

③基盤整備

- ・DXの推進により、グループ共通基盤を整備推進し、業務プロセスの変革を行い、生産性改革、働き方改革につなげます。
- ・国内においては、エリアマネジメントの全国展開に併せて、マネジメント機能をもたせた拠点整備を推進します。また、海外においては、現地法人や、設計業務を行う現地デザインセンターなどの海外拠点の整備を推進して参ります。
- ・ポストコロナ時代のニューノーマル社会を見据え、多様な働き方に対応可能な柔軟な制度と環境整備を推進して参ります。

- ・適切な会計処理に向けた再発防止の徹底に取り組むとともに、コンプライアンスの強化、徹底に向け、内部統制機能を強化して参ります。
- ・株主の皆様に対して、長期的に安定した利益還元を行っていくことが、経営の重要な課題の一つであると認識しております。そのため、今後、上場企業として、PBR 1倍以上を維持するとともに、資本効率についても高ROEを維持し、両数値の向上に取り組んで参ります。配当については、過去の連結業績の推移や今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。配当性向につきましては、40%程度を目安といたします。

ハ. コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、社会環境全般から企業の事業活動に至るまで、幅広い分野において知的サービスを提供しております。経営に当たっては、「世界の人々の豊かなくらしと夢の創造」という経営理念のもと、株主の皆様をはじめ、顧客、社員やその家族など、関係する全ての人々を永続的に満足させるために、経営の透明性、効率性、企業の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当該方針に基づき、当社では2015年度に社外取締役を1名選任、2016年度から社外取締役を2名選任し、当社の取締役会は社外取締役2名を含めた7名の取締役で構成されております。また当社では、定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。取締役については、経営責任を明確化するため、任期を1年としております。

当社は監査役制度を採用しており、独立役員の社外監査役を2名選任し、当社の監査役会は社外監査役2名を含めた3名の監査役で構成されております。また、当社では、月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じ、取締役の業務執行の監査を行うとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して業務の執行に関する報告を求ることとしております。常勤監査役はグループ経営会議等の重要会議にも出席しております。

内部監査については、社長直轄の組織である内部監査本部を設置しております。法令・諸規程の遵守や業務の適正さの点検・評価を行う内部監査を、部門ごと（子会社・関連会社を含みます。）及びテーマごとに順次行っております。内部監査本部、監査役会及び会計監査人は、定期的な情報交換・意見交換を行い、連携を密にしております。

以上のような体制をとることで監査役の機能強化を図り、経営の健全性、透明性を確保してまいります。

(3) 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「買収防衛策」という。）を策定いたしました。

当該対応策においては、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これを適切に開示する

ことにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

(4) 取締役会の判断

前記(3)の買収防衛策については、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、大量買付者に対して情報提供を求めるとともに、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合に対抗措置を発動することを定めるものであり、前記(1)の基本方針に沿ったものであります。またその継続については、株主の皆様の意思を尊重するため、株主総会での承認をその継続条件としており、さらに取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、対抗措置の発動を決議することとしているため、その運営は透明性をもって行われます。

したがいまして、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 当社は、2025年11月21日開催の当社取締役会において、同年12月24日開催予定の当社第20回定期株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、買収への対応方針を継続することを決議する予定であります。詳細につきましては株主総会参考書類17頁に記載の第4号議案「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件」をご参照下さい。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する長期的に安定した利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。あわせて、過去の連結業績の推移、今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して配当を決定することを基本方針としております。配当性向につきましては、40%程度を目安といたします。

なお、当社グループは、各四半期の利益に変動がございますので、中間配当及び四半期配当は実施せず、取締役会決議による年1回の配当としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後予想される受注競争の激化や経営環境の変化に耐え、持続的な企業の成長を図るため、研究開発、基盤整備、財務体質の強化に充當し、株主の期待に応えるべく、努めてまいる所存であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	62,162,024	流動負債	48,111,962
現金及び預金	9,932,729	支払手形及び買掛金	10,848,185
受取手形、売掛金及び契約資産	41,961,621	短期借入金	18,465,495
商品	7,452	未払法人税等	1,096,387
未成業務支出金	3,456,590	未 払 金	1,750,229
前払費用	3,570,103	未 払 費 用	907,648
その他の	3,310,244	預 り 金	815,759
貸倒引当金	△76,717	契 約 負 債	6,237,920
固定資産	16,022,678	賞与引当金	2,526,485
有形固定資産	3,053,218	受注損失引当金	2,471,332
建物及び構築物	1,113,894	その他の	2,992,516
機械装置及び運搬具	570,375	固定負債	1,380,998
工具、器具及び備品	542,458	退職給付に係る負債	265,728
土地	597,776	役員退職慰労引当金	672,838
リース資産	116,117	繰延税金負債	301,703
建設仮勘定	112,596	その他の	140,727
無形固定資産	2,000,082	負債合計	49,492,960
ソフトウエア	836,688	純資産の部	
のれん	409,015	科 目	金額
その他の	754,378	株主資本	25,716,772
投資その他の資産	10,969,377	資本金	867,342
投資有価証券	3,258,395	資本剰余金	2,177,509
関係会社株式	1,198,651	利益剰余金	23,488,784
長期貸付金	357,151	自己株式	△816,864
差入保証金	1,402,114	その他の包括利益累計額	2,738,976
退職給付に係る資産	3,137,751	その他有価証券評価差額金	985,226
繰延税金資産	1,250,364	為替換算調整勘定	154,601
破産更生債権等	37,540	退職給付に係る調整累計額	1,599,148
その他の	429,734	非支配株主持分	235,994
貸倒引当金	△102,326	純資産合計	28,691,743
資産合計	78,184,703	負債純資産合計	78,184,703

連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	95,365,512
売 上 原 価	74,288,249
売 上 総 利 益	21,077,263
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,455,009
営 業 利 益	5,622,253
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	140,230
保 険 配 当 金	26,154
受 取 保 険 金	6,000
為 替 差 益	196,759
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	54,036
そ の 他	66,305
	489,487
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	213,163
支 払 手 数 料	6,473
支 払 保 証 料	14,009
そ の 他	100,549
	334,194
經 常 利 益	5,777,545
特 別 利 益	
持 分 変 動 利 益	17,874
特 別 損 失	17,874
減 損 損 失	288,071
	288,071
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,507,348
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,026,904
法 人 税 等 調 整 額	△359,676
当 期 純 利 益	3,840,121
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	21,025
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,819,096

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	833,220	1,788,128	20,713,702	△446,828	22,888,222
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,052,186		△1,052,186
親会社株主に帰属する当期純利益			3,819,096		3,819,096
連結範囲の変動			8,172		8,172
新株の発行	34,122	34,108			68,231
自己株式の処分		355,272		1,215,248	1,570,520
自己株式の取得				△1,585,284	△1,585,284
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	34,122	389,380	2,775,082	△370,036	2,828,549
当期末残高	867,342	2,177,509	23,488,784	△816,864	25,716,772

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	435,388	292,162	763,110	1,490,660	107,637	24,486,521	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,052,186
親会社株主に帰属する当期純利益							3,819,096
連結範囲の変動							8,172
新株の発行							68,231
自己株式の処分							1,570,520
自己株式の取得							△1,585,284
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	549,838	△137,561	836,037	1,248,315	128,356	1,376,672	
連結会計年度中の変動額合計	549,838	△137,561	836,037	1,248,315	128,356	4,205,221	
当期末残高	985,226	154,601	1,599,148	2,738,976	235,994	28,691,743	

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	18,081,008	流動負債	18,530,218
現金及び預金	569,335	短期借入金	18,375,495
前払費用	5,297	未払金	114,276
短期貸付金	17,410,000	未払費用	6,027
その他の	96,375	未払法人税等	9,036
固定資産	8,325,588	預り金	1,434
有形固定資産	24,493	賞与引当金	11,491
建物	390	その他の	12,457
工具、器具及び備品	24,103	固定負債	286,422
無形固定資産	16,062	繰延税金負債	286,422
ソフトウェア	16,062	負債合計	18,816,641
投資その他の資産	8,285,031	純資産の部	
投資有価証券	1,287,032	科 目	金 額
関係会社株式	6,896,250	株主資本	7,113,593
その他の	101,749	資本金	867,342
資産合計	26,406,596	資本剰余金	5,878,677
		資本準備金	3,574,665
		その他資本剰余金	2,304,012
		利益剰余金	1,184,444
		その他利益剰余金	1,184,444
		繰越利益剰余金	1,184,444
		自己株式	△816,871
		評価・換算差額等	476,361
		その他有価証券評価差額金	476,361
		純資産合計	7,589,955
		負債純資産合計	26,406,596

損 益 計 算 書

(自 2024年10月 1 日)
(至 2025年 9月 30日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	1,056,227
関 係 会 社 経 営 管 理 料	531,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	481,113
営 業 利 益	1,106,114
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	179,983
受 取 配 当 金	18,020
そ の 他	607
営 業 外 費 用	198,610
支 払 利 息	207,501
支 払 手 数 料	6,473
そ の 他	5,060
経 常 利 益	219,034
税 引 前 当 期 純 利 益	1,085,690
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,085,690
法 人 税 等 調 整 額	8,397
当 期 純 利 益	10,563
	1,066,728

株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金
当期首残高	833,220	3,540,557	1,948,740	5,489,297	1,169,902	1,169,902
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,052,186	△1,052,186
当期純利益					1,066,728	1,066,728
新株の発行	34,122	34,108		34,108		
自己株式の処分			355,272	355,272		
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	34,122	34,108	355,272	389,380	14,542	14,542
当期末残高	867,342	3,574,665	2,304,012	5,878,677	1,184,444	1,184,444

自己株式	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	評価額	差額金	評価額	差額等合計	
当期首残高	△446,835	7,045,584	257,422	257,422	7,303,006
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,052,186			△1,052,186
当期純利益		1,066,728			1,066,728
新株の発行		68,231			68,231
自己株式の処分	1,215,248	1,570,520			1,570,520
自己株式の取得	△1,585,284	△1,585,284			△1,585,284
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			218,939	218,939	218,939
事業年度中の変動額合計	△370,036	68,009	218,939	218,939	286,948
当期末残高	△816,871	7,113,593	476,361	476,361	7,589,955

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 志賀 健一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通説の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な

虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 志賀 健一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えること合理に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツ（以下、「会計監査人」と言う。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査規定及び内部統制システムに係る監査の実施規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室長その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部統制室長等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる 것을 보장하는 제도」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の取締役会による適切な会計処理に向けた再発防止の徹底の取り組みに関しては、監査役会はその実施状況及び内部統制機能の強化について、引き続き監査・検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス 監査役会

常勤監査役 小道正俊 印

社外監査役 圓山卓 印

社外監査役 町田英之 印

以上

メ モ

メモ

メモ

メモ